

習志野市市民協働インフォメーションルームの団体登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市市民協働インフォメーションルーム(以下「インフォメーションルーム」という。)に市民活動団体を登録することにより、市民活動団体の自主・自発的な活動を支援するほか情報の提供その他必要な支援を実施するため、市民協働インフォメーションルーム登録団体(以下「登録団体」という。)として、インフォメーションルームに登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録団体は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所を有する又は市内で活動を行っている市民活動団体であること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 規則、定款、会則又はこれに準ずるものを定めて活動していること。
- (4) 団体の運営及び活動を市民活動団体の自発性によって行っていること。
- (5) 定期的な活動の実績又はその見込みがあること。
- (6) 特定の個人又は団体のためではなく、不特定かつ多数のものの利益に資するための活動を行っていること。
- (7) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 営利を目的とする活動を行う団体

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする団体

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体

エ 習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条の暴力団及び暴力団員等の統制下にある団体

オ 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項及び第8条第1項に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

カ 真偽が定かでない事柄の偏向的又は排他的な主張が含まれる活動を行う団体

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、習志野市市民協働インフォメーションルーム団体登録申請書(別記第1号様式。以下「登録申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 規則、定款、会則又はこれに準ずるものの写し(以下「会則」という。)
- (2) 会員名簿等構成員が確認できるもの(以下「会員名簿」という。)
- (3) 直近の活動報告書(新規設立団体にあたっては、活動計画書)
- (4) 直近の収支決算書(新規設立団体にあたっては、予算書)
- (5) その他団体の活動内容が確認できるもの

(登録の決定及び通知)

第4条 市長は、登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録の承認又は不承認

を決定し、習志野市市民協働インフォメーションルーム団体登録(承認・不承認)通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は、5月1日から4月30日までとする。ただし、5月1日より後に登録を受けた場合は、登録を受けた日以後、最初に到来する4月30日を登録期間の満了日とする。

(登録の更新)

第6条 登録団体は、登録の更新を受けようとする場合は、登録申請書に収支決算書(団体独自のもので可)、会則、会員名簿を添付して市長に提出しなければならない。ただし、会則、会員名簿に変更がない場合は、会則、会員名簿の提出を省略することができる。

(登録の変更及び取消しの届出)

第7条 登録団体は、登録期間中に申請した事項に変更があった場合又は登録の取消しの申し出をする場合は、習志野市市民協働インフォメーションルーム団体登録事項変更・取消届出書(別記第3号様式。以下「変更・取消届出書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録団体からの変更・取消届出書により、届け出内容を確認後、登録の内容の変更又は登録の取消しを行う。

(登録取消しの通知)

第8条 市長は、登録団体が第2条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、習志野市市民協働インフォメーションルーム登録団体登録取消通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(登録団体への支援)

第9条 市長は、登録団体に対して次に掲げる支援を行う。

(1) 地域情報ポータルサイトへの団体情報の掲載、団体活動の広報支援

(2) 市民活動に関する情報の提供

(3) 登録団体相互の連携の支援

(4) 情報機器の貸出し

(5) メールボックスの貸出し

(6) 前5号に掲げるもののほか、市民活動の推進に必要な支援

2 前項第2号の情報の提供は、協働政策課の窓口において提供又は提示する方法により行う。ただし、登録団体が電磁的方法による情報の提供を求めたときは、電磁的方法により同号の情報を提供することができる。

3 前項の規定に関わらず、市長が特に重要と認めたときは、第1項第2号の情報の提供を郵送により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に本市に登録団体として登録されている団体は、登録申請書の提出

により、第4条の規定により登録を承認したものとみなす。この場合において、登録期間の満了日は、平成31年4月30日とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

この要領は、令和6年3月1日から施行する。